

## 一般社団法人日本ロボット学会 広告掲載規程

2012年11月15日理事会制定

2015年04月15日理事会改定

2018年01月19日理事会改定

### (目的)

第1条 この規程は、日本ロボット学会（以下本会）が刊行する学会誌、講演論文集、その他出版物に掲載される広告（以下「広告」）、および、本会ホームページに掲載される広告（以下バナー広告）の、掲載に関する事項を定める。

### (責任)

第2条 広告およびバナー広告は広告主が準備し、本会は広告主に掲載場所を提供し、掲載作業を行う。広告およびバナー広告の内容に対する責任は、広告主が負う。本会は広告およびバナー広告の内容に対する一切の責任を有しない。

### (掲載場所、掲載料金および規格)

第3条 広告およびバナー広告の掲載場所、掲載料金および規格は別途定める。

### (掲載基準)

第4条 以下に該当する表現、内容を有する広告およびバナー広告は掲載しない。

- 1 広告主あるいは広告代理店が、信用リスクを有すること、および反社会勢力に類すること、
- 2 責任の所在が不明確なもの。
- 3 事実でもないのに本会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。
- 4 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの。
- 5 社会的秩序を乱す次のような表現あるいはコンテンツ。
  - A 暴力・とばく・麻薬・売春などの行為を肯定、美化するもの。
  - B 醜悪・残虐・猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
  - C 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの。
  - D その他、風紀を乱したり、犯罪を誘発する恐れのあるもの。
- 6 非科学的または迷信に類するもので、ユーザーを迷わせたり、不安を与える恐れがあるもの。
- 7 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれがあるもの。
- 8 氏名、写真、談話、および商標、著作権などを無断で使用したもの。
- 9 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの。
- 10 その他、本会が不適切と判断したもの。

### (掲載申込手続)

第5条 広告およびバナー広告掲載を希望する広告主は、別途定める申込書にて手続きをとるものとする。

### (審査および掲載作業)

第6条 本会広告およびバナー広告担当者が掲載可否の審査を行い、事務局が掲載作業を行うものとする。

(バナー広告変更の申し出)

第7条 掲載中のバナーの変更については、提出された新しいバナーを本会バナー広告担当で審査した後、掲載バナーを変更するものとする。

(広告費用の返還)

第8条 本会都合による広告およびバナー広告掲載後の掲載取り止めについては、取り止めとなった期間の差額を広告主に返還する。広告主都合または、広告およびバナー広告掲載後に広告およびバナー広告担当が広告内容が不適切であると判断し契約の終了を待たずに広告およびバナー広告掲載を解除した場合、掲載しなかった期間分の広告およびバナー広告費用の返還は原則行わない。

(広告以外のバナー掲載)

第9条 非営利目的であり、本会および本会会員獲得に有用な内容の場合、有料のバナー広告とは別に無料でバナーを掲載することができる。

- 2 掲載期間および掲載解除の判断は本会が行う。判断基準は有料のバナー広告と同様とする。
- 3 有料のバナー広告とは区別して掲載を行う。
- 4 本会は掲載するバナーおよびリンク先の内容に対する一切の責任を有しない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、会誌理事・庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2012年11月15日より実施する
2. 本規定は2015年04月15日より改定実施する
3. 本規定は2018年01月19日より改定実施する

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会 広告掲載規程」の正文であることを確認する。

2018年01月19日

署名

印